

新居浜市水道料金収納等包括業務委託に関する質問に対する回答

NO.	質問項目	質問事項	回答
1	新居浜市水道料金収納等包括業務委託要求水準書 15 頁	<p>2 料金システムの構築及び設置業務 (1) -①-エ</p> <p>「業務履行期間中に料金等改定の実施及び料金等収納のデジタル化(eLTAX 等)に伴う料金システム改修の必要が生じた場合の取扱いについては、甲乙協議して定める。」とありますが、今回提出する御見積にはeLTAX 等の費用は含めない認識でよろしいでしょうか、ご教示ください。</p>	お見込みのとおりです。
2	新居浜市水道料金収納等包括業務委託要求水準書 15 頁	<p>2 料金システムの構築及び設置業務 (1) -②-ア</p> <p>「お客様センター及び甲の事務所に料金システム機器を業務遂行に必要な台数を設置する。なお、設置台数および位置については、甲乙協議して定める。」とありますが、機器の必要台数は現状台数との認識でよろしいでしょうか、ご教示ください。</p>	甲の事務所には、料金システム機器 3 台設置を考えております。また、お客様センターについては、その配置人員に応じた適切な台数を想定しています。
3	新居浜市水道料金収納等包括業務委託要求水準書 16 頁	<p>2 料金システムの構築及び設置業務 (3) -ア</p> <p>「料金システムのデータは、引継期間に甲から提供を受けたデータの取込みを行う。」とありますが、提供回数は何回を想定されておりますか、ご教示ください。</p>	データ取り込みの予定回数を定めておりませんが、契約段階で協議の上、回数設定を行いたいと考えております。
4	資料 3 1、2 頁	<p>検針件数および水道料金調定件数を確認する限り、隔月検針・毎月請求と読み取れますが、運用についてご教示ください。</p>	お見込みのとおりです。
5	資料 4 1 頁	<p>1-No.7 貴市の貸与品に、「情報共有端末」とありますが、コンビニ等の伝送データを発注者指定の場所に保存するための端末、との認識でよろしいでしょうか、ご教示ください。</p>	お見込みのとおりです。